

2.日常生活用具給付事業

自宅に適当な用具を有しない在宅高齢者の方に各種の日常生活用具を給付します。

対象者：65歳以上で、次に定める種目ごとの要件を満たす方

●給付(本市が契約した業者の商品を給付します)

※低所得とは、所得税非課税をいう。

種 目	台 数	要 件
自動消火器	1台	低所得で65歳以上の要介護1から5の高齢者及び防火等の配慮が必要なひとり暮らし高齢者等
火災警報器 (緊急通報システム連動型)	上限2台	
電磁調理器	1台	防火等の配慮が必要なひとり暮らし高齢者等
高齢者用電話	1台	低所得のひとり暮らし高齢者等 (ただし、緊急通報システム事業と同時申請者に限る)

※お問い合わせはお住まいの区の区役所の保健福祉課(15ページ②参照)へ

3.介護用品支給事業

在宅で介護が必要な方を介護する家族の負担を軽減するため、紙おむつなどの介護用品を支給します。

支給品目：紙おむつ(フラットタイプ、テープ止めタイプ、パンツタイプ)、尿取りパッド、清拭剤、ドライシャンプー、使い捨て手袋、介護用スプーン・フォーク、介護用箸、差し込み式便器、差し込み式尿器、防水シート、口腔ケア用品、食食用エプロン、消臭剤、とろみ剤

支給方法：支給決定後に、介護用品と引換可能な給付券(1枚あたり6,500円相当・年間最大12枚)と支給品目が記載されたカタログを交付します。カタログの中から選んだ、必要な介護用品を支給します。

対象者：要介護4、5または要介護3で「排尿」か「排便」が全介助の方を介護する市内にお住まいの家族の方

※ただし、要介護者の世帯・介護者の世帯ともに、市民税が非課税の世帯に限ります。

※お問い合わせはお住まいの区の区役所の保健福祉課(15ページ②参照)

4.高齢者住宅改修費給付事業

介護保険制度の居宅介護(介護予防)住宅改修費の支給を受けて住宅改修を行うとき、関連する工事であるが支給対象とならない部分について、その費用を給付します。

対象者：大阪市内に住所を有し、介護保険料段階が第1～6段階であり、要支援または要介護の認定を受けた高齢者のいる世帯

※給付額は給付対象工事に要した費用(消費税を含む)か次の表の「給付基準額」のどちらか低い金額に支給率を乗じた額になります。(給付は、1世帯につき1回に限る)

介護保険料段階	給付基準額	支給率
第1段階 ・生活保護受給世帯 ・支援給付対象世帯	30万円	10/10
第1～4段階 ・市民税非課税世帯	30万円	9/10
第5～6段階 ・対象となる高齢者本人が市民税非課税であるが世帯は課税世帯	5万円	
第7段階以上 ・対象となる高齢者本人が市民税課税	対象外	対象外

※お問い合わせはお住まいの区の区役所の保健福祉課(15ページ②参照)へ

5.生活支援型食事サービス事業

心身の機能低下や障がい等により食事の確保が困難なひとり暮らし高齢者等に対して、栄養のバランスの取れた食事を配達する機会を通じて利用者の安否を確認し、異常があった場合は、関係機関へ連絡します。

対象者：要支援または要介護の認定を受けた方で、心身の障がい及び傷病等の理由により食事の確保が困難で、ひとり暮らし等で配食による安否確認が必要な方

費 用：1食あたり 668円以内

(ただし、低所得世帯の方に対しては、軽減される制度があります。)

※お問い合わせは福祉局地域包括ケア推進課(TEL 6208-9995)へ

6.家族介護支援事業

ご家庭で高齢者を介護している家族の方々を対象に介護や認知症等に関する知識を学ぶための研修会等を開催しています。また、介護負担の軽減やリフレッシュを図るための家族介護者同士の交流会等を行っています。

※お問い合わせはお住まいの地域を担当する地域包括支援センター(2ページ参照)へ

7.家族介護慰労金支給事業

介護保険を利用せず、在宅で介護が必要な方を介護している家族の方に対し、慰労するとともに介護保険制度の利用促進を図ることを目的に慰労金を支給します。

対象者：要介護度4又は5の方を、1年以上介護保険のサービスを受けずに介護している家族(年間で7日間以内の短期入所(ショートステイ)の利用は認められます。)

※ただし、市民税課税世帯は対象となりません。

※お問い合わせは福祉局地域包括ケア推進課(TEL 6208-9995)へ

8.在日外国人給付金

在日外国人などの方で、老齢基礎年金(国民年金)の受給資格を得ることができなかった高齢者に対し支給します。

対象者：次のいずれかに該当する方で、国民年金制度上、老齢基礎年金等の受給資格のなかった方

- ①大正15年(1926年)4月1日以前に出生し、昭和57年(1982年)1月1日以前から平成24年(2012年)7月8日まで日本国内で外国人登録を行っていた方で、同月9日以降引き続き住民登録され、現在大阪市で住民登録を行っている方
- ②大正15年(1926年)4月1日以前に出生し、昭和57年(1982年)1月1日以前に外国人登録を行っていた方で、昭和57年(1982年)1月1日以降に日本国籍を取得し、現在大阪市で住民登録を行っている方

※ただし、上記に該当される場合でも生活保護を受給されている場合など対象にならないことがあります。

支給額：月額10,000円

※お問い合わせはお住まいの区の区役所の保健福祉課(15ページ②参照)へ

9.高齢者ケア付住宅

高齢者の世帯が地域社会の中で自立して、安全かつ快適な生活ができるよう、その在宅生活を支援するため、手すりの設置、段差の解消など、安全で快適な設備・設計を行うとともに、安否確認・生活相談・緊急時対応・一時的家事援助・関係機関への連絡などの在宅支援を行うライフサポートアドバイザー(生活援助員)が配置された住宅です。

対象者：①単身者向け住宅…60歳以上の方

②世帯向け住宅…60歳以上の夫婦のみの世帯(一方が60歳以上であればよい)または、すべて60歳以上の親族で2名以上同居する世帯

※①、②ともに自立して生活できる方

費用：家賃とは別に家賃区分に応じ、最高月額4,900円の費用負担が必要です。

※お問い合わせは福祉局地域包括ケア推進課(TEL 6208-9995)へ

10.高齢者福祉住宅

毎年5月頃、市営住宅の一部を高齢者福祉住宅として優先募集しています。

対象者：市営住宅の申込み資格のある60歳以上の単身の方、又は次の親族と同居しようとする世帯

①配偶者

②18歳未満の児童

③身体障がい者手帳、精神障がい者保健福祉手帳、療育手帳(認定カード)のいずれかの手帳所持者もしくは同程度の障がいがある方、又は戦傷病者手帳の所持者

④60歳以上の方

※お問い合わせはお住まいの区の区役所の保健福祉課(15ページ②参照)へ

11.成年後見制度利用支援(成年後見に係る審判請求)

成年後見制度とは、認知症や知的障がい、精神障がいなどで判断能力が不十分な方を保護、支援するために、法的に権限を与えられた後見人等が本人の意思を尊重しながら生活状況や身体状況等を考慮して、本人の生活や財産を守る制度です。

制度の利用には親族等から家庭裁判所への申立てが必要ですが、身寄りがいないなどで申立てができない場合は大阪市が申立てを行い、家庭裁判所が弁護士などの第三者を後見人等に選任します。

※お問い合わせは大阪家庭裁判所(☎ 6943-5872)・お住まいの区の区役所の保健福祉課(15ページ②参照)へ

12.あんしんさぽーと事業(日常生活自立支援事業)

認知症や知的障がい、精神障がい等により判断能力の不十分な方が地域で安心して生活することができるよう、お住まいの区の社会福祉協議会(区在宅サービスセンター)において、福祉サービスの利用や日常的な金銭管理をお手伝いします。

対象者:認知症等で判断能力が不十分な方のうち意思の確認ができる方

費用:訪問による金銭管理サービス 1回あたり900円

通帳・証書類の預りサービス 月額250円

※低所得者の方には減額・免除制度があります。

※お問い合わせはお住まいの区の社会福祉協議会(区在宅サービスセンター)(15ページ③参照)へ

13.敬老優待乗車証

長年にわたり大阪市の発展に貢献された高齢者に対して、敬意を表し、いきがづくりや社会参加の促進を図るため、オオサカメトロが運行する地下鉄・ニュートラムと大阪シティバスが運行するバス(いまざとライナー含む)を1乗車50円でご利用いただける敬老優待乗車証を交付します。

対象者:大阪市内に住所を有する70歳以上の方

※お問い合わせはお住まいの区の区役所の保健福祉課(15ページ②参照)へ

14.ごみの持ち出しサービス(ふれあい収集)

本市がごみを収集している世帯のうち、ひとり暮らしの高齢者や高齢者のみの世帯、障がいのある方が居住されているご家庭で、ごみを一定の場所まで持ち出すことが困難な方を対象に、申し出により、ご家庭までごみの収集に伺うサービスを行います。

また、ご希望により、あらかじめ登録いただいた連絡先に、安否確認していただくよう、環境事業センターから通報するサービスも行っています。

対象者:ひとり暮らしの高齢者や高齢者のみの世帯、障がい者の居住されているご家庭で、ごみを一定の場所まで持ち出すことが困難な方

費用:無 料

※お問い合わせはお住まいの区を管轄する環境事業センターへ

名 称	電話番号	所轄行政区	名 称	電話番号	所轄行政区
東北環境事業センター	6323-3511	北区・都島区・淀川区・東淀川区	西部環境事業センター	6552-0901	西区・港区・大正区
城北環境事業センター	6913-3960	旭区・城東区・鶴見区	東部環境事業センター	6751-5311	東成区・生野区
西北環境事業センター	6477-1621	福島区・此花区・西淀川区	西南環境事業センター	6685-1271	住之江区・住吉区
中部環境事業センター	6714-6411	天王寺区・東住吉区	南部環境事業センター	6661-5450	阿倍野区・西成区
中部環境事業センター出張所	6567-0750	中央区・浪速区	東南環境事業センター	6700-1750	平野区

※8:00~16:30(日・年始除く)

15.自動通話録音機の無償貸与

特殊詐欺の犯行手口として最初に用いられる手段は、自宅の固定電話に電話をかけることがほとんどであり、犯人からの電話接触を極力なくすることができる「自動通話録音機」が特殊詐欺被害防止に有効です。

本市では、固定電話に設置することで電話着信時に警告アナウンスが流れ、通話内容を録音する自動通話録音機を無償で貸与します。

対象者：市内在住の高齢者(65歳以上)の方を含む世帯等(1世帯1台まで)

費用：無料

※機器の電源にかかる電気料金は、自己負担となります。

※「自動通話録音機」と「緊急通報システム(固定型)」を併用すると、それぞれの機器が正常に稼働しない可能性がありますので、「緊急通報システム(固定型)」を継続してご利用される場合は、「自動通話録音機」の貸与はできません。

なお、緊急通報システムをご利用いただきながら「自動通話録音機」の貸与をご希望される場合は、現在ご利用されている緊急通報システムを「固定型」から「携帯型」に機種変更することで、「自動通話録音機」のご利用が可能となります。

詳しくは、お住まいの区の区役所の保健福祉課(48ページ②参照)へお問い合わせください。

※「自動通話録音機」のお問い合わせは市民局地域安全担当(TEL6208-7317)またはお住まいの区の区役所の防犯担当へ

●各区役所の防犯担当

区 名	電話番号	区 名	電話番号	区 名	電話番号
北 区	6313-9734	天王寺区	6774-9899	城 東 区	6930-9787
都島区	6882-9975	浪 速 区	6647-9983	鶴 見 区	6915-9848
福島区	6464-9734	西淀川区	6478-9897	阿倍野区	6622-9787
此花区	6466-9504	淀 川 区	6308-9734	住之江区	6682-9975
中央区	6267-9841	東淀川区	4809-9819	住 吉 区	6694-9984
西 区	6532-9972	東 成 区	6977-9734	東住吉区	4399-9970
港 区	6576-9743	生 野 区	6715-9012	平 野 区	4302-9734
大正区	4394-9954	旭 区	6957-9915	西 成 区	6659-9734